

令和7年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和7年2月14日

浅川清流環境組合議会

令和7年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1	
欠席議員	1	
出席説明員	1	
議事日程	1	
開会・開議	3	
会議録署名議員の指名	3	
会期の決定	3	
管理者報告	3	
諸般の報告	4	
(議案上程)		
議案第1号	浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	4
議案第2号	令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算	6
議案第3号	令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	12
(議員派遣)		
議員派遣の件		13
閉会		14

(議案上程)

日程第5 議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第2号 令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算

日程第7 議案第3号 令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

(議員派遣)

日程第8 議員派遣の件

○議長（窪田知子君） おはようございます。

これより、令和7年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員、12名であります。

○議長（窪田知子君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、5番星いつろう議員、6番対馬ふみあき議員を指名いたします。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙のところ、令和7年第1回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、4件の報告を行わせていただきます。

1. 北川原公園ごみ搬入路について

日野市では、ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会を令和5年10月に立ち上げ、現在までに9回開催いたしました。

この検討会は、都市計画や公園・景観などの専門家をはじめ、公募市民、北川原公園ごみ搬入路住民訴訟の原告団代表、市関係者から構成されています。

また、検討会の立ち上げ以降、周辺地域との意見交換や全市域を対象とした市民会議、さらには、搬入ルートを一定期間試験的に変更する社会実験を行うなど、最適な違法性解消策を導き出し、実行していけるよう取り組んできたところであります。

組合といたしましても、引き続き検討会の状況など、経過について日野市、国分寺市、小金井市の3市と情報の共有を図ってまいります。

2. 水銀濃度の一時的上昇について

令和6年11月27日に、当組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が測定されました。

短時間で正常な数値に復帰したため、組合の定める停止基準には至らず、また、直ちに周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることもありませんでしたが、水銀の混入防止に向けた啓発につなげる

ため、当組合の定める公表基準には該当しないものの、速やかに公表を行いました。

組合といたしましては、この事態を重く受け止め、構成市に対し、再発防止に向けた、市民、事業者への適切なごみの出し方の指導、啓発のさらなる徹底を要請いたしております。

3. ごみ処理実績について

令和6年4月から12月末までの浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設のごみ搬入実績について御報告をいたします。

令和6年12月末現在、可燃ごみの搬入量は全体で4万4,871トンとなり、昨年の同時期と比較いたしまして、全体で574トン、約1.3%の増となっております。

内訳といたしましては、日野市が2万1,495トンで約48%、国分寺市が1万2,693トンで約28%、小金井市が1万683トンで約24%となっております。

可燃ごみの搬入量につきましては、施設稼働当初の令和2年度の同時期に比べ、8%ほど減となっております。

引き続き、構成市3市と共に、ごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

4. 施設見学実績について

令和6年12月末までの実績といたしましては、団体見学が100件、4,513人、個人見学が18件、44人となっております。

前年12月末の実績と比べ、団体、個人合わせて16件、1,533人の増となっております。

特に小学4年生の社会科見学においては、構成市3市全ての公立校が見学に来ました。

これからも、よりよい環境学習のお手伝いができるよう、施設見学の充実を図ってまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○議長（窪田知子君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） それでは、議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都及び組合構成市の制度状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和7年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について規定をしております。

本条例は、時間外勤務免除の対象となる子の範囲について、育児時間の取得要件について、夏季休暇取得期間について、子どもの看護休暇の名称及び取得事由について、以上の4点について改正をするものでございます。

恐れ入ります。議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第8条育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除でございます。時間外勤務免除の対象となる子の範囲を、5ページ下線部、3歳に満たない子から、4ページ下線部、小学校就学の始期に達するまでの子に変更するものであります。

続きまして下段、第14条育児時間でございます。育児時間の取得要件を5ページ下線部、1年3か月から、4ページ下線部、1年6か月に変更するものであります。

続きまして、最下段、第20条夏季休暇です。恐れ入ります。6ページ、7ページをお開きください。夏季休暇の取得期間を、7ページ下線部、7月1日から9月30日を、6ページ下線部、6月1日から10月31日に変更するものであります。

続きましてその下、第21条子どもの看護休暇でございます。これまで看護休暇の取得事由は、負傷した子又は疾病にかかった子の看護でございましたが、取得事由に感染症による学級閉鎖等や卒業式や卒園式などへの行事参加を追加し、併せて名称を子どもの看護等休暇に変更するものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。

下から2行目、付則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第2号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第2号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度組合の歳入歳出予算の総額は21億3,322万8,000円であります。令和6年度と比較して6,374万3,000円の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

それでは、議案第2号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,322万8,000円と定めるとするものでございます。

その下、第2条一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めるとするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました令和7年度一般会計予算書及び説明書により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。令和7年度の歳入歳出予算額は21億3,322万8,000円で、令和6年度歳入歳出予算額20億6,948万5,000円に比べ、6,374万3,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、5年ごとに価格改定を行うことになっている当施設の運営委託料の増などがございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。初めに歳入の主な内容を御説明申し上げます。

最上段の款1分担金及び負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。令和7年度は組合構成市に総額17億6,923万5,000円の負担金をお願いするものでございます。各市の負担金は記載のとおりでございます。

次に、款4諸収入、7ページの説明欄、その他雑入の4段目、売電料3億3,830万円でございます。令和6年度に比べ4,032万7,000円の増となっております。こちらは令和5年度の発電実績を踏まえ、予算額の見直しを行ったものでございます。具体的には、平均単価の上昇及び年間発電量の増加によるものでございます。

次に、その他雑入の最下段、災害廃棄物処理業務委託受託金でございます。令和6年に発生した能登半島地震に伴う災害廃棄物処理のための広域支援が現在進められており、当組合でも3月から処理を開始する予定でございます。処理に当たり、当組合は、一般社団法人石川県産業資源循環協会より災害廃棄物処理業務を受託しました。当受託金は、令和7年度に受入れ予定の災害廃棄物処理にかか

る受託金でございます。

続いて歳出についてでございます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

款1 議会費でございます。議会費につきましては、令和6年度と比べ2万7000円の減となっております。こちらは主に委託料の減となります。速記・会議録作成業務について、過去の実績に基づき精査を行ったことによる減となっております。

その下の段、款2 総務費4億5,105万円は、令和6年度と比べて125万1,000円の増となっております。恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。

11ページの説明欄、10需用費の4行目、印刷製本費でございます。令和5年度に作成した小学生向け見学者用冊子の在庫が令和7年度末に僅少となる見込みのため、増刷を行うため、新規に計上したものでございます。

その下、12委託料の下から3行目、OA機器データ消去業務委託料、及びその下、産業廃棄物処分業務委託料でございます。現在、組合の業務においては、自前のファイルサーバーを使用しておりますが、令和7年7月に現在使用しているパソコンのリース契約の更新があることから、それに合わせてファイルサーバーもリースとすることにいたしました。当該委託料は、古いファイルサーバーのデータ消去及び処分を行うため、新規に計上したものでございます。

次に、同じく12委託料の最下段、職員研修業務委託料でございます。現在、組合に派遣された職員は、それぞれ派遣元もしくは東京都市町村職員研修所が実施する研修に参加しているところでございますが、研修の受講状況は個々で違います。組合といたしましても、個々の職員のスキル向上、レベルの均一化が必要と考え、外部講師に委託した研修を行うため、新規に計上させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。

款3 事業費でございます。13ページ説明欄、中段やや下、12委託料の上から2行目、可燃ごみ処理施設運営業務委託料でございます。こちらは令和21年度までの長期契約となっておりますが、委託料の中に、5年に一度、価格改定を行う部分と、毎年、物価変動に伴う価格改定を行う部分がございます。令和7年度は5年に一度の見直しの年に当たり、近年の物価高の影響も受け、令和6年度と比較して5,527万8,000円の増となっております。

次に、12委託料の下から2行目、災害廃棄物焼却灰処理業務委託料でございます。災害廃棄物の受入れについては、歳入のところでも御説明させていただきましたが、こちらは当組合で受け入れ、焼却した災害廃棄物の焼却灰について、東京たま広域資源循環組合に処理をしていただくための委託料となります。

次に、12委託料の最下段、薬剤処理等業務委託料でございます。令和5年度より、排ガス中水銀濃度が一時的に当組合が定める公害防止基準値を超える事象が続いたことから、組合では令和6年5月より、活性炭の常時吹き込み量を毎時0.44キログラムから毎時1.0キログラムに増量しております。当委託料は、令和7年度においても常時吹き込み量の増量を継続していくため、新規に計上したものでございます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。

款4 公債費につきましては、元金と利子の総額は、端数処理の関係で令和6年度より1,000円の減と

なっているものでございます。

その下、款5予備費につきましては、これまでと同様に2,000万円とさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 歳出で3点お伺いしたいと思います。項目といたしましては、12ページ、13ページの事業費、施設運営費の中の12委託料、可燃ごみ処理施設運営業務委託料、可燃ごみのここの施設の運営のことで3点伺いたいと思います。

1点は、この間、非常に頭を悩まされている水銀の問題で、水銀が入らないようにするために、測定器などもそれぞれの自治体で買ったりということもありましたけれども、その運用、その内容について関わって伺いたい。

それから、2つ目に、11月の浅川清流環境組合の議会で請願が上がりまして、請願自体は、議会では不採択だったのですけれども、私のほうで、日野市議会でこのことについて日野市の見解、また、大坪市長から、こちらの管理者ということも含めたお答えをいただきましたので、そのことについて、浅川清流環境組合として見解を伺いたいというのが2つ目。

それから、3つ目は、今回陳情が市民の方から上がっていますので、これについて、陳情は日野市の扱いに倣ってこの議会では審議をしないということですが、浅川清流環境組合のほうではこの陳情についてはどのようにお考えになっているかということ、その見解。

この3つを伺いたいと思います。では、順番に伺っていきます。

水銀の問題がこの間、本格稼働から12回、法の数値を超えているということ、本当に悩ましい問題として私たちは考えてきたわけなのですが、簡易型の水銀の測定器というのが購入されまして、それが活用されているということなのですが、これについてどのような運用、活用がされているかということをもっと最初に伺わせてください。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

浅川清流環境組合の携帯型水銀測定装置の活用状況について御説明をさせていただきます。

令和6年5月から、当施設のプラットフォームにおきまして、3市の搬入検査、これまでも搬入検査のほうはやっていただいておりますけれども、月に3回、日野市1回、国分寺市1回、小金井市1回という形でやっておりました。そのところの測定を使わせていただきまして、携帯型水銀測定装置を用いた検査を始めました。

その中で、水銀の混入防止については、確認をしていく中では現在のところ水銀の検出はされておりません。引き続き、今後も3市と協力して測定を続けながら、混入防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） ありがとうございます。令和6年5月からこれを導入したということ

で、それ以降も実際には炉のほうで数値が高くなってしまっているということで、ここではなかなか見切れない部分があるということなのかと思いますけれども、水銀が、除去しているとはいえ、焼却炉の中の数値が高くなること自体はもうとにかくなくさなければならないことですので、これをどう防ぐかということが出てくると思うのですけれども、例えばもっと回数を増やすとか、あと、それこそ全数検査をすれば理論的には出てこないわけですよ。そうした現在の活用からの改善ということについては考えられないのかということをお伺いしてください。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

今後の測定の拡大という部分かと思えます。今、現状としましては、3市の搬入検査につきまして、事業系のごみを対象とした検査を行わせていただいているところでございます。それ以外のところのごみ、家庭ごみも多く入っておりますし、そういったところの混入も絶対にないというふうに言える状況ではないのが実情かと思えます。なので、そういったところでほかの分野についても測定などを通してやっていける方法があるのではないかということで、今、日野市、国分寺市、小金井市の3市課長会というのがございまして、その課長会の中でも今後についての検討を始めたところでございます。先進市の事例なども調査しながら、視察を行ったりですとか、そういったことで今後の中で携帯型水銀測定装置の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） とにかく入れない、とにかく燃やさないということだと思っております。住民の皆さんは、もう水銀を含む製品というのはすごく限定的になってきていて、例えば家庭用の水銀の体温計とか、あとは血圧計。血圧計は大きいものですので、家庭ごみに3市の住民があつた血圧計を、うちの町で言うと緑色の可燃ごみの袋に入れるというのは非常に考え難いことなのです。なので、やはり可能性をたどっていくということが必要だと思うのですけれども、ここで1点確認したいのですが、家庭ごみ、事業系とありますけれども、日野市の場合、不燃残渣というのがあるのですけれども、不燃残渣についてもこれは浅川清流環境組合の焼却炉に入って燃やしているということになるのでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

不燃残渣につきましても、日野市、国分寺市の分につきましては、浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設のほうで処理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 小金井市の不燃残渣は浅川清流環境組合には入っていないということよろしいですか。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　　そうしますと、可能性のあるところをとにかく徹底して調べる。まずはそのことを行うことが求められるかと思しますので、そこのところを今、御研究もされているということですので、そこについては本当に一層進めていただいて、とにかく入れない、可能性をとにかくブロックする、このことを徹底していくことが必要なのかなと思います。水銀の事前の測定についてはこれで結構です。

2つ目の問題なのですが、住民の方から11月議会で請願が上がって、結果としては、こちらの議会としては不採択なのですが、12月議会で大坪市長に請願についての御見解をお伺いしたところ、非常に明快というか本当に整理されたお答えを頂戴したと思っています。

大坪市長自身は、請願の中身については、3市のごみから浅川清流環境組合に水銀が入ってしまう可能性があるわけですから、それぞれの自治体の住民、また、管理者が当事者意識を持たなければならぬということで、請願が出されたこと自体は有意義だったという御評価を答弁としていただいています。現在の浅川清流環境組合の管理者として、また、現在の日野市長として全力を尽くすというふうな明快なお答えをいただいたので、請願を出された住民の皆さんも、本当に共にそこに向かっていけるというふうなことが確認されたのではないかなと私自身は思っています。

私、政治的に申し上げるわけではないのです。これから市長が代わったとしても、この12月議会で大坪市長がおっしゃっていただいたことは、どんな方がなったとしてもこういう方針でいかなければならないことだなと思っています。

つきましては、私が今、伺いたいのは、浅川清流環境組合として今、この12月議会で大坪市長がお答えいただいたこうした趣旨について、どういう見解を今、組合として持っているかということをお伺いしてください。

○議長（窪田知子君）　　事業課長。

○事業課長（高木秀樹君）　　事業課長でございます。

浅川清流環境組合におきましても、基本的には日野市の見解と同様でございます。今後についても、構成市3市と連携しまして、情報共有を強化して、水銀混入対策に取り組んでまいりたいと考えています。

また、浅川清流環境組合内部においても、活性炭の増量などを含めて、専門家の意見なども聞きながら、対応のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君）　　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　　ありがとうございました。

最後、3つ目の質疑をさせていただきたいのですが、このたび、前回請願を出してくださった方が陳情を出していただきました。陳情については、議会のほうの審議がないので、それぞれ皆さん陳情ですから誠実に御対応いただくということになると思いますが、その陳情の中身は、中心点は、住民説明会、本格稼働からやはり回数が多いなという認識は議会としても、管理者側としても持たれている、これは共通しているのかなと思いますので、住民説明会を開催してくださいというような趣旨で陳情が出ているのですけれども、これは議会に問われている、議員に問われていることなのですが、浅川清流環境組合としてはこのことについてどのようにお考えになっているのかということをお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

今回、陳情が出されましたけれども、内容に関する見解はいかがですかという質問だと思います。

これまで、いずれの公害防止基準値超過の場合も一時的な超過だったため、啓発を目的とした公表はしたものの、運転停止及び再開方針の自動測定器で異常な数値が検出された24時間後の数値が公害防止基準値を超過するところまで至らなかったということから、組合が直ちに住民説明会をするということは考えておりませんが、一時的な超過であっても、地元の自治会等へ説明や、また、速やかな公開、こういったことは現時点で実施していくという所存でございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） あとは、私の見解は意見のほうで述べさせていただきます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見がある方の挙手を求めます。

ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 議案については、予算ですので賛成をいたします。しかし、改めてごみ処理について申し上げたいのですけれども、3市共同のごみ処理を私たちはしているということでは、本当に3市民が対等の立場で協力、協働、こういう関係をつくりながら、浅川清流環境組合のごみを一日でも、不本意で止まるということがあれば、私たち3市の市民は即座に生活不可能という事態になってしまいますので、懸案事項の水銀が頻繁に検出されるということ自体は、何としても止めなくてはなりませんし、再発防止をしなければならない。

そのためには、まだ不十分なことがあるのではないかと。研究をしたり、課題をしっかりと追求していくということが一つあるということと、周辺住民の理解と合意を得ながら、その施設自体はそこに設置され続けていくということが一つあると思います。

それと、30年後、もう25年後になった。あっという間に5年たってしまった。25年後には、ほかの場所でこの施設は運営をしなければならないということが一つあるということをお考えすると、私はやはり徹底した情報公開と、周辺住民の皆さん、市民の皆さんとの対話、これをしっかりとやって、不安がある、大丈夫でしょうか、これから頑張ります、しっかりとやっていきますということが本当に議会の中で一部行われているということと、周知、啓発、啓蒙、それもしていますけれども、しっかりと対話しながら理解と合意を得ていくということは不可欠だというふうに思っています。そうした課題もあると思いますので、今回陳情を出していただいた市民のおっしゃっていることは本当に至極当然のことだと思いますし、周辺の自治会の方々などに情報は提供しているということですが、オープンにした対話も求められているのではないかなということはお自身の意見です。

これについても、3市の議員の方々にも考えていただきたいと思ひますし、管理者の皆さんにも、対話ということをちゃんと行いながら理解、合意を得ていく。それが、ここが本当に30年間、深刻な事態を起ささないために運営され続けていくということの条件であると私自身は考えています。

ですので、予算は賛成いたしますが、そういう課題については、引き続き、議会も管理者側とも協議というか考えていきたいというふうに考えていることが私の意見です。

以上です。

○議長（窪田知子君） ほかに御意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第3号、令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、令和7年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として17億6,923万5,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 議案第3号、令和7年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明を申し上げます。

令和7年度構成団体負担金17億6,923万5,000円の内訳といたしましては、事務経費負担金として、日野市に5億5,802万1,000円、国分寺市に4億6,026万2,000円、小金井市に4億5,095万2,000円、周辺環境整備負担金として、国分寺市と小金井市に1億5,000万円ずつ負担していただくものでございます。

先ほど一般会計予算を御議決いただいたところでございますが、浅川清流環境組合規約第13条第2項に基づきまして、負担金については再度御承認をいただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。
質疑のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

御意見のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（窪田知子君） ここで、管理者から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 組合議会の貴重な時間に発言の機会をいただきまして感謝申し上げます。

私の市長としての任期は4月26日までとなっております。既に御存じであろうと思いますが、そこで私は退任することを決めております。次の組合議会は8月4日でありますので、本日が管理者として臨む最後となります。一部事務組合の管理者や副管理者、または理事を務める市長は、辞めるときには特に御挨拶をせず、新規就任の方が挨拶をさせていただくのが通例であります。ただ、今回あらかじめ辞任が分かっているために、わがまを言って議長に発言のお許しをいただきました。ありがとうございます。

日野市、国分寺市、小金井市が可燃ごみの共同処理の覚書を締結したのが平成26年1月でありました。それに基づいて、平成27年7月に浅川清流環境組合議会が招集され、組合設立の議案が承認されて、この組合がスタートしたところでございます。平成29年11月2日より、新可燃ごみ処理施設の建設工事が始まり、令和2年4月より本格稼働し、現在に至ります。

この3市によるごみ処理の共同化、当初は地元日野市における激しい反対運動が発生する中で進められてきたところでございます。日野市内においては、ごみの共同化をめぐる市民の間に分断も発生し、それをもたらした日野市の行政のトップとして、深く反省しなければならないと思っております。

可燃ごみ処理施設にごみを搬入する搬入路を北川原公園内に設置したことをめぐって、この搬入路

が都市計画法違反であるという住民訴訟に発展し、日野市はこの訴訟で敗訴し、私は2億5,000万円を超える損害賠償を求められました。

市民の分断をもたらしたことを深く反省し、原告団との和解の合意の下に、ごみ搬入路の違法性解消にあらゆる方策を検討しながら全力を尽くすことを条件に、日野市議会において、この債権放棄の議決をいただきました。その後、北川原公園内ごみ搬入路の裁判の意味について、市民に説明会を開催し、違法性解消に向けてあらゆる方策を検討する検討会を訴訟の原告団も含むメンバーで立ち上げて、検討を重ねてまいりました。

違法性解消策は、最終的には2つのプランに絞られつつありますが、いずれのプランになったとしても、ごみ搬入路を北川原公園から除外する都市計画変更が必要なことから、既に都市計画変更の手續に着手しております。この手續が済めば、懸案であった違法性は解消されます。それと同時に、北川原公園のあるべき未来も見据えたごみ搬入路の在り方を決めていくことになります。

そして、平成26年の3市覚書に基づき、30年後の次の可燃ごみ処理施設の設置場所の議論も始めなければならないと思います。残念ながら私はそこに関与することはできませんが、ここにお集まりの皆さんが、3市の市民と共に、その問題にもしっかりと向き合って取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

三多摩各市は、日本におけるごみ行政のトップランナーであります。そして、その中でも日野市、国分寺市、小金井市は、全国の10万人以上50万人未満の1人1日当たりのごみ排出量の少なさが常にベスト10に入る、ごみ減量の先進的な取組を行ってまいりました。その実績を踏まえて、これからもごみゼロ社会を目指し進んでいってほしいと切に願うところでございます。

結びに、この間の皆様の浅川清流環境組合の運営に対する御支援、御協力に心から感謝を申し上げて、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

これまで長い間ありがとうございました。

○議長（窪田知子君） 大坪管理者、ありがとうございました。

本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和7年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 窪 田 知 子

署 名 議 員 星 　　いつろう

署 名 議 員 対 馬 　　ふみあき